

「民法の一部を改正する法律」を踏まえた証券取引基本約款等の改定について

当行は、「民法の一部を改正する法律」に対応するため、2020年4月1日より約款を改定いたします。改定後の新約款は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、改定の内容および改定される約款をお知らせいたします。

1. 変更条項の新設・修正

改定の内容

規定が変更されることがある旨の規定の修正、新設を行います。そのため、証券取引基本約款の条項を以下のとおり変更いたします。証券取引基本約款以外の規定についても、同様の改定を行います。

※証券取引基本約款

変更前	変更後
<p>(この約款の変更)</p> <p>第16条 この約款は、法令諸規則等の変更、監督官庁または日本銀行もしくは振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限し、またはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定に同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>2 前項の通知は、改定の影響が軽微であると判断される場合等には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</p>	<p>(この約款の変更)</p> <p>第16条 この約款は、法令諸規則等の変更、監督官庁または日本銀行もしくは振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページ等への掲載またはその他相当の方法により周知します。</u></p>

改定される規定

証券取引約款集（投資信託・公共債）	
証券取引基本約款	一般債振替決済口座管理約款
特定口座約款	投資信託振替決済口座管理約款
国債振替決済口座管理約款	

2. 後見人に関する届出義務の新設

「民法の一部を改正する法律」において、制限行為能力者が他の制限行為能力者の代理人としてした行為は取り消すことができる旨定められたことから、お客さまの成年後見人等が法定後見制度の対象となった場合に、当行のお届けいただく義務に関する規定を新設い

たします。そのため、証券取引基本約款の条項を以下のとおり変更いたします。証券取引基本約款以外の規定についても、同様の改定を行います。

※国債振替決済口座管理約款

変更前	変更後
<p>(成年後見人等の届出) 第15条 家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によって届出てください。</p>	<p>(成年後見人等の届出) 第15条 家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の書面によって届出てください。<u>お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐または後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p>

改定される規定

証券取引約款集（投資信託・公共債）	
国債振替決済口座管理約款	一般債振替決済口座管理約款

以 上